

令和3年8月25日

第11回倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第 11 回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和 3 年 8 月 25 日 (水) 午後 3 時
場 所 倉吉市役所 A 会議室

1 開 会

2 前回会議録承認

3 会議録署名委員の選出

4 議 事

- (1) 議案第 34 号 令和 3 年度教育費補正予算について…………… 1
- (2) 議案第 35 号 倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱の一部改正について…………… 2
- (3) 議案第 36 号 学校給食センター調理等業務委託業者評価委員会設置要綱の制定及び評価委員の委嘱又は任命を教育長が専決することについて…………… 6

5 協議事項

- (1) 倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区保存活用計画について…………… 別冊

6 教育長報告

7 報告事項

各課報告 (別紙)

8 その他

9 閉 会

議案第 34 号

令和 3 年度教育費補正予算について

次のとおり令和 3 年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 3 年 8 月 25 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第 35 号

倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱の一部改正について

倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱（平成 10 年倉吉市告示第 119 号）の一部を変更することについて、本委員会の承認を求める。

令和 3 年 8 月 25 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱の一部改正について

【改正理由】

重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則（昭和50年文部省令第32号）の一部改正を踏まえた倉吉市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成8年倉吉市条例第33号）の一部改正に応じ、要綱中の用語「保存計画」を「保存活用計画」に改めるよう倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱の一部を改正するものです。

【改正要旨】

- 1 用語の整理を行うこととした。 (第2条、別表関係)
- 2 この告示は、令和3年 月 日から施行することとした。 (附則関係)

倉吉市伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱（平成10年倉吉市告示第119号）の一部を次のように改正する。

令和3年 月 日

倉吉市長 石田耕太郎

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正後部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 修理 条例第2条第1号で規定する伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）の特性を維持するため必要な、条例第13条に規定する<u>保存活用計画</u>に定めた増築、改築、移転、修繕及び模様替えをいう。</p> <p>(2) 略</p>					<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 修理 条例第2条第1号で規定する伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）の特性を維持するため必要な、条例第13条に規定する<u>保存計画</u>に定めた増築、改築、移転、修繕及び模様替えをいう。</p> <p>(2) 略</p>				
別表（第3条関係、第4条関係、第5条関係）補助基準					別表（第3条関係、第4条関係、第5条関係）補助基準				
事業名		補助対象経費	補助率 (%)	補助限度額 (千円)	事業名		補助対象経費	補助率 (%)	補助限度額 (千円)
	種別					種別			
伝統的建造物の修理	建築物	保存地区の保存のために行う <u>保存活用計画</u> に基づいた増築、改築又は移転に要する経費及び外観を維持するための修繕又は模様替えに要する経費（外観部分を構成する屋根、壁等及びその下地材、柱、小屋組、土台、斜材、根太を含む床組、梁、桁等の横架材等構造耐力上必要と認められる主要	80	8,000	伝統的建造物の修理	建築物	保存地区の保存のために行う <u>保存計画</u> に基づいた増築、改築又は移転に要する経費及び外観を維持するための修繕又は模様替えに要する経費（外観部分を構成する屋根、壁等及びその下地材、柱、小屋組、土台、斜材、根太を含む床組、梁、桁等の横架材等構造耐力上必要と認められる主要部	80	8,000
			その他 の工作物	80	8,000			その他 の工作物	80

		部分の修理に要する工事経費、設計料及び監理料)		
伝統的建造物以外の建造物の修景	新築以外の建築物	保存地区の保存のために行う保存活用計画に定める修景基準に従った新築、増築、改築、移転又は除却に要する経費及び外観を維持するための修繕又は模様替えに要する経費（工事経費、設計料及び監理料で保存地区の歴史的風致を維持するために特に必要と認められるもの）	60	6,000
	新築の建築物		60	6,000
	その他の工作物		60	6,000
	屋外設置物		60	300
略				

(備考) 1 及び 2 略

		分の修理に要する工事経費、設計料及び監理料)		
伝統的建造物以外の建造物の修景	新築以外の建築物	保存地区の保存のために行う保存計画に定める修景基準に従った新築、増築、改築、移転又は除却に要する経費及び外観を維持するための修繕又は模様替えに要する経費（工事経費、設計料及び監理料で保存地区の歴史的風致を維持するために特に必要と認められるもの）	60	6,000
	新築の建築物		60	6,000
	その他の工作物		60	6,000
	屋外設置物		60	300
略				

(備考) 1 及び 2 略

附 則

この告示は、令和3年 月 日から施行する。

議案第 36 号

倉吉市立学校給食センター調理等業務委託業者評価委員会設置要綱の制定
及び評価委員の委嘱又は任命を教育長が専決することについて

倉吉市立学校給食センター調理等業務委託業者評価委員会設置要綱を定めること及び評価委員の委嘱又は任命を教育長が専決することについて、本委員会の承認を求める。

令和3年8月25日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸